

犬山市歴史的公文書選別基準（案）

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、犬山市公文書管理条例（令和 3 年条例第 1 号）第 6 条第 5 項に規定する歴史的公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的考え方）

第 2 条 歴史的公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第 3 条 前条の基本的考え方に基づき、歴史的公文書として選別する具体的な選別基準は、次の表のとおりとする。

番号	公文書の区分
1	市の総合計画及び基本方針に関するもの
2	教育行政の計画及び基本方針に関するもの
3	重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
4	市の廃置分合、境界変更及び行政区画に関するもの
5	市、議会、学校等の沿革に関するもの
6	条例、規則、訓令その他これらに準じて作成する規程の制定及び改廃に関するもの
7	議案、報告その他市議会に関するもの
8	議会の本会議及び委員会の議事に関するもの

9	叙勲、褒賞及び条例に基づく表彰に関するもの
10	市長等の事務引継に関するもの
11	職員等の任免及び賞罰に関するもので重要なもの
12	公有財産の取得、処分等に関するもの
13	契約及び協定に関するもので重要なもの
14	告示に関するもの
15	市の行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
16	教育行政運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
17	選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
18	審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定及び改廃に関するもの
19	許認可等の行政処分に関するもので重要なもの
20	訴訟等に関するもので重要なもの
21	直接請求に関するもので重要なもの
22	請願、陳情、要望等に関するもので重要なもの
23	不服申立てに関するもので重要なもの
24	公平委員会の審査に関するもの
25	固定資産評価審査委員会の審査に関するもの
26	農業委員会の議事に関するもの
27	附属機関等に関するもので重要なもの
28	調査研究、統計等の結果に関するもの
29	制度又は組織の新設又は改廃に関するもので重要なもの
30	行事、事件、市政又は市民生活に関する出来事の記録で重要なもの
31	文化財に関するもので重要なもの
32	その他歴史的価値があると認めるもの

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年 月 日から施行する。